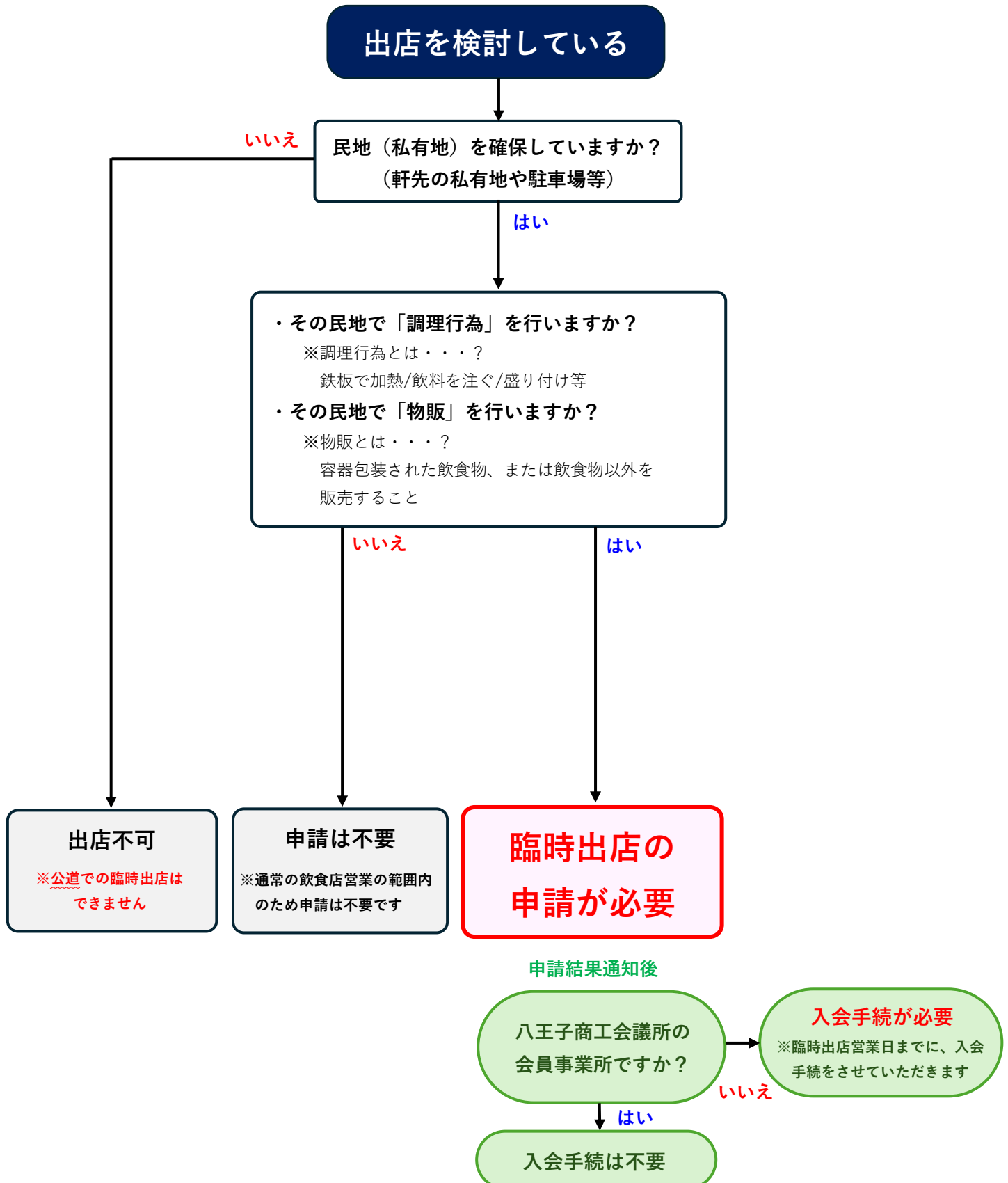


令和8年度 八王子まつり「臨時出店」要項

一出店をご検討中の事業者の皆様へー

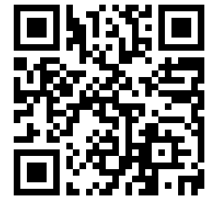
1 臨時出店できるかどうかの判断基準

下記のフローで、臨時出店申請の要否および申請の流れをご確認ください。



2 申請から臨時出店までの流れ

① 要項確認	本要項を確認した上で、出店をご検討ください。
② 申請方法	臨時出店の申請は、本資料『令和8年度八王子まつり「臨時出店」の要項』をご欄いただいた上で、右記 QR コード（または URL）より会議所 HP へ進み、Web 申請フォームよりお申し込みください。 https://hachioji.or.jp/archives/14377
③ 申請期限	令和8年7月24日（金）正午12時 厳守
③ 申請中	出店要件に沿っているか、申請内容を事務局が確認します。
④ 結果通知	申請期限から1週間を目処に、出店可否をご連絡いたします。
⑤ 臨時出店	出店許可ができましたら、要項・出店要件を守ってご出店ください。



3 臨時出店営業が可能な日時（令和8年度）

営業可能日時	8月7日（金）12時00分 ～ 20時30分
	8月8日（土）12時00分 ～ 20時30分
	8月9日（日）12時00分 ～ 20時30分
	※準備・片付けは、営業可能時間の前後で行っていただいて構いません。

4 出店要件 ～臨時出店に際して守っていただくこと～

臨時出店に際し、申請前に1回、臨時出店の直前に1回、下記の出店要件の全てにチェックが入ることを確認してください。

① 下記の基本要件を守ること

- ☐ 「人流の安全性確保」を最優先とし、消防法、道路交通法等の法令を遵守すること。
- ☐ 民地（私有地）内で営業すること。
- ☐ 臨時出店営業日までに、八王子商工会議所の会員事業所であること。
- ☐ 臨時出店の申請を行い、出店許可を得ること。

② 安全な民地（私有地）を確保する

- ☐ 本まつりでは道路使用許可の取得ができないため、歩道や道路での出店ができません。したがって、臨時出店は民地のみでの取り扱いになります。
- ☐ 原則として、臨時出店が可能な場所は、自社または自社が入居している建物前の民地です。

自社が入居していないビルの共有スペースや、自社だけが他社の土地を借りて臨時出店することはできません。

- 踊り場・階段付近・非常口・廊下等への商品や什器の設置は、消防法第8条の2の4により禁止されています。避難経路を確保するため、上記の場所での出店は固く禁じます。 普段、地下や2階以上でご出店されている方は、特にご注意ください。
- 民地に対して臨時出店許可や場所の利用許可が下りていても、関係機関から法令違反等の指導があった場合は、その指導に従ってください。
- 入居しているビルの共有スペースや公開空地、駐車場の敷地など、自社の私有地ではない場所に臨時出店する場合は、オーナー・管理会社に利用の許可を取ってください（**利用許可書等、事務局への提出は不要**）また、同じ場所への出店を希望する事業者がいることが分かった場合は、ご相談のうえ、出店場所を決めてください。
- 自社の私有地であっても、人流の安全性確保に影響が出てしまう場所については、出店方法の見直しをお願いする場合があります。
- 甲州街道に面する民地につきましては、「人流集中時の安全確保」および「本まつりの催事である『夜店』出店エリア」であることを理由に原則出店不可です。警察署の規制エリアに該当する場合もございますので、ご不明点がございましたら、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。（八王子商工会議所 八王子まつり担当：042-623-6311）

③ 集団食中毒の発生を防ぐため、食品は衛生的に管理する

- 食品を取り扱う場合は、飲食店営業許可を得ていること。
- 許可された商品以外の販売は行わないこと。
- 食品類は衛生的に取り扱い、食材の加熱処理を十分に行うこと。
- 保健所からのお知らせに必ず目を通すこと。

④ 火気を使用する場合は、必ず消化器を設置する

- 火気（炭やガス等）を使用する際は、出店場所のすぐ手が届く位置に消火器を設置すること。
- 消化器は使用期限内で、機器点検済みのものを設置すること。
- ガスボンベを使用する場合は、転倒防止措置とゴムホースバンドの取り付けを必ず行うこと。

⑤ 備品等による事故を防ぐこと

- 机やイス等の備品を公道に出さないこと。机、イス、のぼり等が道路や歩道に少しでもはみ出す行為は、道路交通法第76条・第77条により禁止されています。注意して営業すること。
- テントやパラソル等は、強風による転倒・飛散で怪我人が出ないように、また公道に備品が飛び出さないようにしっかり固定すること。
- 出店期間中に発生した自社の設置物・販売品等による事故は、出店事業所が責任を負うこと。

⑥ ゴミ箱を設置すること

- 臨時出店場所にはゴミ箱を必ず設置し、出店事業所が管理すること。回収したゴミは、契約先

のごみ回収事業者に出すこと。

⑦ 八王子まつり全体に配慮すること

- ☐ 出店許可証に記載の店舗責任者は、必ず出店場所に常駐すること。
- ☐ 近隣商店・住民・夜店出店者との関係に十分配慮すること。また、関係機関・商店会からの指導を遵守すること。

5 Q & A

Q1 テイクアウトのみの場合、申請は必要ですか？

A1 **通常の飲食店営業の範囲内のため届出は不要**です。但し、店先に見本を陳列してテイクアウト販売をする場合は、通常営業の範囲外となり、臨時出店の申請・食品表示が必須です。

Q2 出店の準備や片付けは、臨時出店の営業可能時間内で行う必要がありますか？

A2 **準備や片付けは、営業可能時間の前後で実施して構いません**。例えば10時～12時を準備、20時30分～22時30分を片付けとしても問題ございません。騒音など、近隣住民の方々へのご配慮をお願い申し上げます。

その他、申請に関するご質問は、八王子商工会議所八王子まつり担当（042-623-6311）までご連絡ください。

6 当日の緊急連絡先

出店期間中のご質問や無許可出店に関する情報提供等は、下記までご連絡ください。

専用連絡先：090-3336-5500

電話受付時間：8月7日（金）～8月9日（日）の3日間 各日 10時30分～22時00分

【申請に関するお問い合わせ先】

八王子商工会議所 八王子まつり担当：宇津木・北島
〒192-0062 八王子市大横町11-1
TEL：042-623-6311